

静岡市体育館条例の一部改正について

静岡市体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市体育館条例の一部を改正する条例

静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、静岡市蒲原体育館」を削り、「静岡市三保体育館等」を「静岡市清水三保体育館等」に、「第16条」を「第16条第1項」に改める。

第8条中「体育館」を「静岡市清水三保体育館等の」に、「以下「利用者」を「第10条において「静岡市清水三保体育館等の利用者」に、「から別表第8」を「及び別表第2」に改める。

第10条第1号及び第2号中「利用者」を「静岡市清水三保体育館等の利用者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第10条の2 第6条第1項の規定により静岡市清水三保体育館等以外の体育館の利用の許可を受けた者は、第16条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第11条中「利用者」を「第6条第1項の規定により体育館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に改める。

第16条に次の4項を加える。

- 2 市長は、指定管理者に静岡市清水三保体育館等以外の体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が別表第3から別表第8までに定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表第6及び別表第7を削る。

別表第5中「第8条関係」を「第16条関係」に改め、同表1静岡市北部体育館の使用料の表中「静岡市北部体育館の使用料」を「静岡市北部体育館の利用料金の限度額」に、

「

会議室	2階会議室	収容人数40人	1,380円	920円	920円	2,760円
	2階研修室	収容人数20人	1,080円	720円	720円	2,160円

を

」

「

多目的室	多目的室1		1,380円	920円	920円	2,760円
	多目的室2		1,080円	720円	720円	2,160円

に

」

改め、同表備考5中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考8中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考9中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考10中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考12中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、同備考14中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考16中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、別表第5の2静岡市北部体育館の附帯設備使用料の表中「附帯設備使用料」を「附帯設備の利用料金の限度額」に、

「

区分	単位	使用料（1回につき）
----	----	------------

を

」

「

区分	単位	金額（1回につき）
----	----	-----------

に

」

改め、同表備考2中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額

に」に改め、同備考3中「使用を」を「利用を」に改め、同備考ただし書中「使用する」を「利用する」に改め、別表第5を別表第7とする。

別表第4中「第8条関係」を「第16条関係」に改め、同表1静岡市東部体育館の使用料の表中「静岡市東部体育館の使用料」を「静岡市東部体育館の利用料金の限度額」に、

「

会議室	2階会議室	収容人数60人	2,160円	1,440円	1,440円	4,320円
-----	-------	---------	--------	--------	--------	--------

を」

「

多目的室			2,160円	1,440円	1,440円	4,320円
------	--	--	--------	--------	--------	--------

に」

改め、同備考5中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考8中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考9中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考10中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考11中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考13及び16中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、別表第4の2静岡市東部体育館の附帯設備使用料の表中「附帯設備使用料」を「附帯設備の利用料金の限度額」に、

「

区分	単位	使用料（1回につき）
----	----	------------

を」

「

区分	単位	金額（1回につき）
----	----	-----------

に」

改め、同備考2中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考3中「使用を」を「利用を」に改め、同備考ただし書中「使用する」を「利用する」に改め、別表第4を別表第6とする。

別表第3中「第8条関係」を「第16条関係」に改め、同表1静岡市長田体育館の使用料の表

中「静岡市長田体育館の使用料」を「静岡市長田体育館の利用料金の限度額」に、

「

会議室	1階会議室	収容人数20人	1,080円	720円	720円	2,160円
-----	-------	---------	--------	------	------	--------

を」

「

多目的室			1,080円	720円	720円	2,160円
------	--	--	--------	------	------	--------

に」

改め、同表備考5中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考8中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考9中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考10中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考14中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、別表第3の2静岡市長田体育館の附帯設備使用料の表中「附帯設備使用料」を「附帯設備の利用料金の限度額」に、

「

区分	単位	使用料（1回につき）
----	----	------------

を」

「

区分	単位	金額（1回につき）
----	----	-----------

に」

改め、同表備考2中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「利用料金の限度額に」に改め、同備考3中「使用を」を「利用を」に改め、同備考ただし書中「使用する」を「利用する」に改め、別表第3を別表第5とする。

別表第2中「第8条関係」を「第16条関係」に改め、同表1静岡市南部体育館の使用料の表中「静岡市南部体育館の使用料」を「静岡市南部体育館の利用料金の限度額」に、

「

会議室	2階会議室	収容人数20人	1,080円	720円	720円	2,160円
-----	-------	---------	--------	------	------	--------

を」

「

多目的室			1,080円	720円	720円	2,160円
------	--	--	--------	------	------	--------

に」

改め、同表備考5中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考8中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考9中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考10中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考14中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、別表第2の2静岡市南部体育館の附帯設備使用料の表中「附帯設備使用料」を「附帯設備の利用料金の限度額」に、

「

区分	単位	使用料（1回につき）
----	----	------------

を」

「

区分	単位	金額（1回につき）
----	----	-----------

に」

改め、同表備考2中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考3中「使用を」を「利用を」に改め、同備考ただし書中「使用する」を「利用する」に改め、別表第2を別表第4とする。

別表第1中「第8条関係」を「第16条関係」に改め、同表1静岡市中央体育館の使用料の表を次のように改める。

- 1 静岡市中央体育館の利用料金の限度額
 - (1) アリーナ等の利用料金の限度額

時間区分				午前	午後 1	午後 2	夜間
				午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
専用利用	アリーナ	アマチュア	一般	7,380円	4,920円	4,920円	14,760円
		アスリート	生徒等	5,190円	3,460円	3,460円	10,380円
		ツ又はレクリエーションに利用する場合					
	その他の場合			36,900円	24,600円	24,600円	73,800円
	剣道場等	アマチュア	一般	1,830円	1,220円	1,220円	3,660円
		アスリート	生徒等	1,290円	860円	860円	2,580円
		ツ又はレクリエーションに利用する場合					
	その他の場合			9,150円	6,100円	6,100円	18,300円
	会議室	3階大会議室		2,610円	1,740円	1,740円	5,220円
	多目的室	多目的室 1		1,380円	920円	920円	2,760円
多目的室 2		1,080円	720円	720円	2,160円		
多目的室 3		1,380円	920円	920円	2,760円		
個人利用	当日券	一般	180円	180円	180円	210円	
		生徒等	90円	90円	90円	110円	
	定期券	一般	1人1月につき 2,250円				
		生徒等	1人1月につき 1,350円				
	整理	一般	1人1回1時間につき 100円				

	券	生徒等	1人1回1時間につき 60円
--	---	-----	----------------

備考

- 1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 2 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 3 「一般」とは、生徒等以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 4 「剣道場等」とは、剣道場、柔道場、トレーニング場、卓球場、弓道場及び軽運動室をいう。
- 5 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 6 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間又は午後5時から午後6時までの時間を専用利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、正午から午後1時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後5時から午後6時までの時間にあつてはこの表の午後2の区分における金額の2分の1に相当する額とする。
- 7 第4条第2項の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 8 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 9 土曜日、日曜日、休日及び第5条第3項の規定により休館日を変更した日にアリーナ及び剣道場等を専用利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 10 アリーナの一部を専用利用する場合において、その利用面積が2分の1、3分の1又は4分の1に満たないときの利用料金の限度額は、この表による金額のそれぞれ2分の1、3分の1又は4分の1に相当する額とする。
- 11 整理券は、開館から1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）ごとに

利用時間を指定した場合（管理上支障のない場合に限る。）に限り、利用することができる。

12 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間を含む。

13 冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、冷暖房設備の利用の時間1時間につき7,610円をこの表による金額に加算した額とする。

14 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。

15 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(2) 屋内プールの利用料金の限度額

時間区分 利用区分			午前	午後1	午後2	夜間	
			午前10時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時30分から午後8時30分まで	
専 用 利 用	一般	夏期	1コースにつき1,300円	1コースにつき1,300円	1コースにつき1,300円	1コースにつき2,600円	
		通常期	1コースにつき1,960円	1コースにつき1,960円	1コースにつき1,960円	1コースにつき3,920円	
	生徒等	夏期	1コースにつき920円	1コースにつき920円	1コースにつき920円	1コースにつき1,840円	
		通常期	1コースにつき1,380円	1コースにつき1,380円	1コースにつき1,380円	1コースにつき2,760円	
個 人 利 用	当日券	一般	夏期	200円	200円	200円	200円
			通常期	300円	300円	300円	300円
		生徒等	夏期	100円	100円	100円	100円
			通常期	150円	150円	150円	150円
	整理券	一般	夏期	1人1回1時間につき 100円			
			通常期	1人1回1時間につき 150円			
		生徒等	夏期	1人1回1時間につき 50円			
			通常期	1人1回1時間につき 80円			

回数券 (11回 分。1 枚の利 用は、 1人一 の時間 区分)	一般	夏期	2,000円
		通常期	3,000円
	生徒等	夏期	1,000円

備考

- 1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 2 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 3 「一般」とは、生徒等以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 4 「夏期」とは7月1日から8月31日までの期間をいい、「通常期」とは9月1日から翌年の6月30日までの期間をいう。
- 5 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 6 利用許可を受けた時間区分を延長して次に掲げる時間を専用利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、次に定める額とする。
 - (1) 正午から午後1時までの時間 この表の午前の区分における金額の2分の1に相当する額
 - (2) 午後3時から午後3時30分までの時間 この表の午後1の区分における金額の4分の1に相当する額
 - (3) 午後5時30分から午後6時30分までの時間 この表の午後2の区分における金額の4分の1に相当する額と夜間の区分における金額の4分の1に相当する額を合算した額
- 7 第4条第2項の規定により開館時間又は開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、午前6時から午前10時までにはこの表の午前の区分における金額の2

分の1に相当する額と、午後8時30分から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分における金額の2分の1に相当する額とする。

- 8 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 9 土曜日、日曜日、休日及び第5条第3項の規定により休館日又は休場日を変更した日に専用利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 10 整理券は、開館から1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）ごとに利用時間を指定した場合（管理上支障のない場合に限る。）に限り、利用することができる。
- 11 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 12 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。
- 13 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表第1の2静岡市中央体育館の附帯設備使用料の表中「附帯設備使用料」を「附帯設備の利用料金の限度額」に、

「

区分	単位	使用料（1回につき）	摘要

を

」

「

区分	単位	金額（1回につき）	摘要

に

」

改め、同表備考2中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考3中「使用を」を「利用を」に改め、同備考ただし書中「使用する」を「利用する」に改め、別表第1を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第8条関係）

静岡市清水三保体育館の使用料

時間区分 利用区分	午前	午後1	午後2	夜間
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで

専 用 利 用	アリーナ	一般	3,060円	2,040円	2,040円	3,990円
		生徒等	1,530円	1,020円	1,020円	2,010円
	剣道場等	一般	900円	600円	600円	1,200円
		生徒等	450円	300円	300円	600円

備考

- 1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 2 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 3 「一般」とは、生徒等以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 4 「剣道場等」とは、剣道場、柔道場及び多目的フロアをいう。
- 5 2以上の時間区分を連続して利用する場合の使用料の額は、各時間区分の使用料の額を合計した額とする。
- 6 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間又は午後5時から午後6時までの時間を利用する場合の当該時間の使用料の額は、正午から午後1時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における使用料の額の3分の1に相当する額と、午後5時から午後6時までの時間にあつてはこの表の午後2の区分における使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 7 第4条第2項の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る使用料の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における使用料の額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分における使用料の額の3分の1に相当する額とする。
- 8 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表による使用料の額の3倍の額とする。
- 9 第5条第3項の規定により休館日を変更した日に利用する場合の使用料の額は、この表による使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 10 アリーナの一部を利用する場合において、その利用面積が2分の1又は3分の1に満たないときの使用料の額は、この表による使用料の額のそれぞれ2分の1又は3分の1に相当する額とする。

- 11 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 12 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。
- 13 使用料の額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表第2（第8条関係）

静岡市由比体育館の使用料

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
専用利用	アリーナ	一般	1,530円	1,020円	1,020円	1,280円	1,540円
		生徒等	1,080円	720円	720円	900円	1,080円
	卓球場	一般	390円	260円	260円	330円	400円
		生徒等	280円	190円	190円	240円	280円

備考

- 1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 2 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 3 「一般」とは、生徒等以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の使用料の額は、各時間区分の使用料の額を合計した額とする。
- 5 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間を利用する場合の当該時間の使用料の額は、この表の午前の区分における使用料の額の3分の1に相当する額とする。
- 6 第4条第2項の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る使用料の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における使用料の額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間2の区分における使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 7 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表に

よる使用料の額の3倍の額とする。

8 第5条第3項の規定により休館日を変更した日に利用する場合の使用料の額は、この表による使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。

9 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間を含む。

10 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。

11 使用料の額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第16条関係）

静岡市蒲原体育館の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
専 用 利 用	アマチュアス	一般	2,280円	1,520円	1,520円	1,910円	2,300円
	スポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等	1,620円	1,080円	1,080円	1,350円	1,620円
	その他の場合		11,400円	7,600円	7,600円	9,550円	11,500円

備考

- 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 「一般」とは、生徒等以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額とする。

- 6 第4条第2項の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間2の区分における金額の2分の1に相当する額とする。
- 7 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 8 第5条第3項の規定により休館日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 9 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 10 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。
- 11 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市体育館条例（以下「新条例」という。）第10条の2及び別表第3から別表第8までの規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用料を納付した定期券又は回数券を有する者は、施行日以後に当該定期券又は回数券を使用して当該施設を利用することができる。

（施行前の準備）

- 3 施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第16条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。